

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 受講期限早見表【令和8年度版】

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、実践研修（旧カリキュラム修了者の場合は初回の更新研修）を修了した翌年度を初年度とする5年度ごとの各年度末日までに、更新研修を修了する必要があります。

年限までに更新研修を修了しなかった場合は、改めて実践研修を修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事できません。

実践研修（旧カリキュラム修了者の場合は初回の更新研修）修了年度別の更新研修受講年限は次のとおりです。

※黄色…令和8年度が受講期限

※ピンク…令和9年度が受講期限

◆ 旧カリキュラム（平成18～30年度）修了者

初回更新研修修了年度	更新研修2回目（この間で1回以上修了）	更新研修3回目（この間で1回以上修了）	更新研修4回目（この間で1回以上修了）	更新研修5回目（この間で1回以上修了）
R元年度	R2年度～R6年度	R7年度～R11年度	R12年度～R16年度	R17年度～R21年度
R2年度	R3年度～R7年度	R8年度～R12年度	R13年度～R17年度	R18年度～R22年度
R3年度	R4年度～R8年度	R9年度～R13年度	R14年度～R18年度	R19年度～R23年度
R4年度	R5年度～R9年度	R10年度～R14年度	R15年度～R19年度	R20年度～R24年度
R5年度	R6年度～R10年度	R11年度～R15年度	R16年度～R20年度	R21年度～R25年度

◆ 新カリキュラム（令和元年度以降）修了者

実践研修修了年度	更新研修1回目（この間で1回以上修了）	更新研修2回目（この間で1回以上修了）	更新研修3回目（この間で1回以上修了）	更新研修4回目（この間で1回以上修了）
R3年度	R4年度～R8年度	R9年度～R13年度	R14年度～R18年度	R19年度～R23年度
R4年度	R5年度～R9年度	R10年度～R14年度	R15年度～R19年度	R20年度～R24年度
R5年度	R6年度～R10年度	R11年度～R15年度	R16年度～R20年度	R21年度～R25年度
R6年度	R7年度～R11年度	R12年度～R16年度	R17年度～R21年度	R22年度～R26年度
R7年度	R8年度～R12年度	R13年度～R17年度	R18年度～R22年度	R23年度～R27年度

※更新研修受講のためには、以下の①または②の要件が必要です。

受講要件	① 更新研修受講前5年間に2年以上のサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
	② 現にサービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）・管理者・相談支援専門員として従事している